

四條畷市下水道事業経営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市下水道事業経営審議会条例(令和6年条例第8号)第5条の規定に基づき、四條畷市下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下、単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オンラインによる会議)

第4条 会長は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した会議を開催することができる。

(出席の特例)

第5条 会長、副会長及び委員は、次の各号に掲げる場合において、適切な会議運営の観点から必要と認めるときは、オンラインを活用して会議に参加することができる。

(1) 会議の開会場所への参集が困難である場合、又は会議の開催時間に開会場所への参集が困難である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合

(委員の守秘義務)

第6条 会長、副会長及び委員は、職務上知り得た秘密を審議会の外部に漏らし

てはならない。その職を退いた後も同様とする。

(説明等の徴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部下水道河川課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。